

# 学校いじめ防止基本方針

## 札幌市立美しが丘小学校

### ★いじめ防止対策推進法より★

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

# も く じ

はじめに

いじめ防止のための基本的な姿勢

1. 「いじめ」とは
2. いじめを未然に防止するために  
児童に対して  
教員に対して  
学校全体として  
保護者・地域に対して
3. いじめの早期発見・早期対応について  
早期発見に向けて…「変化に気づく」  
相談ができる…「誰にでも」  
早期の解決を…「傷口は小さいうちに」
4. 校内体制について
5. 関係機関との連携について
6. 学校いじめ防止のためのプログラム

## はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために、「美しが丘小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作る。
- 児童、教職員の人権感覚を高める。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

## 1. 「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

成長の途上にある児童は、生の人間関係の葛藤の中で、自己への認識や他者理解を深めるのであり、自らの意志によって問題を克服できるように支援し社会性を培っていくことが、学校や家庭に求められているという認識に立って、「いじめ」と「人間関係のトラブル」を明確に区別する。

「いじめ」とは人間関係の中で優位に立つ者から低位の者が攻撃や圧迫を、一方的・継続的に受け、苦痛を感じている状況ととらえ、人間関係全体を心情や事実認識を整理しながら継続的・構造的に把握しながら認定していく。

## 2. いじめを未然に防止するために

<児童に対して>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがいのない存在であるといった、命の大切さを道德の

学習や学級指導を通して育む。

- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つよう、様々な活動の中で指導する。

- ・見て見ぬふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。また、その際に知らせることは決して悪いことではなく必要なことであることも併せて指導する。

#### <教員に対して>

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。

- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。

- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。

- ・「いじめは決して許されない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示す。

- ・児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚を持つように努める。

- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。

- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。

- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。

#### <学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。

- ・いじめに関するアンケート調査を年3回実施し、結果から教育的予防と早期発見、早期対応を教職員全体の共通認識のもとに行う。

- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。

- ・校長が「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは全体に許されない」ということと、「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。

- ・「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。

- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

#### <保護者・地域に対して>

- ・「いじめ」は保護者が第一義的な責任を負うことや、このことから児童が発するサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。

- ・「いじめ問題」の解決には、学校、家庭、地域の連携を深めることが大切であることを学校便り等で伝え、理解と協力をお願いする。

### 3. 「いじめ」の早期発見・早期対応について

＜早期発見にむけて…「変化に気付く」＞

- ・児童の様子を、担任をはじめとする多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設けるなど学校として組織的に対応する。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声掛けを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

＜相談ができる…「誰にでも」＞

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ防止対策委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

＜早期の解決を…「傷口は小さいうちに」＞

- ・教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく、構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まずはいじめることをすぐに止めさせる。
- ・いじめることが、相手を深く傷つけ、苦しめるということに気付かせるような指導を行う。
- ・いじめを行ってしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

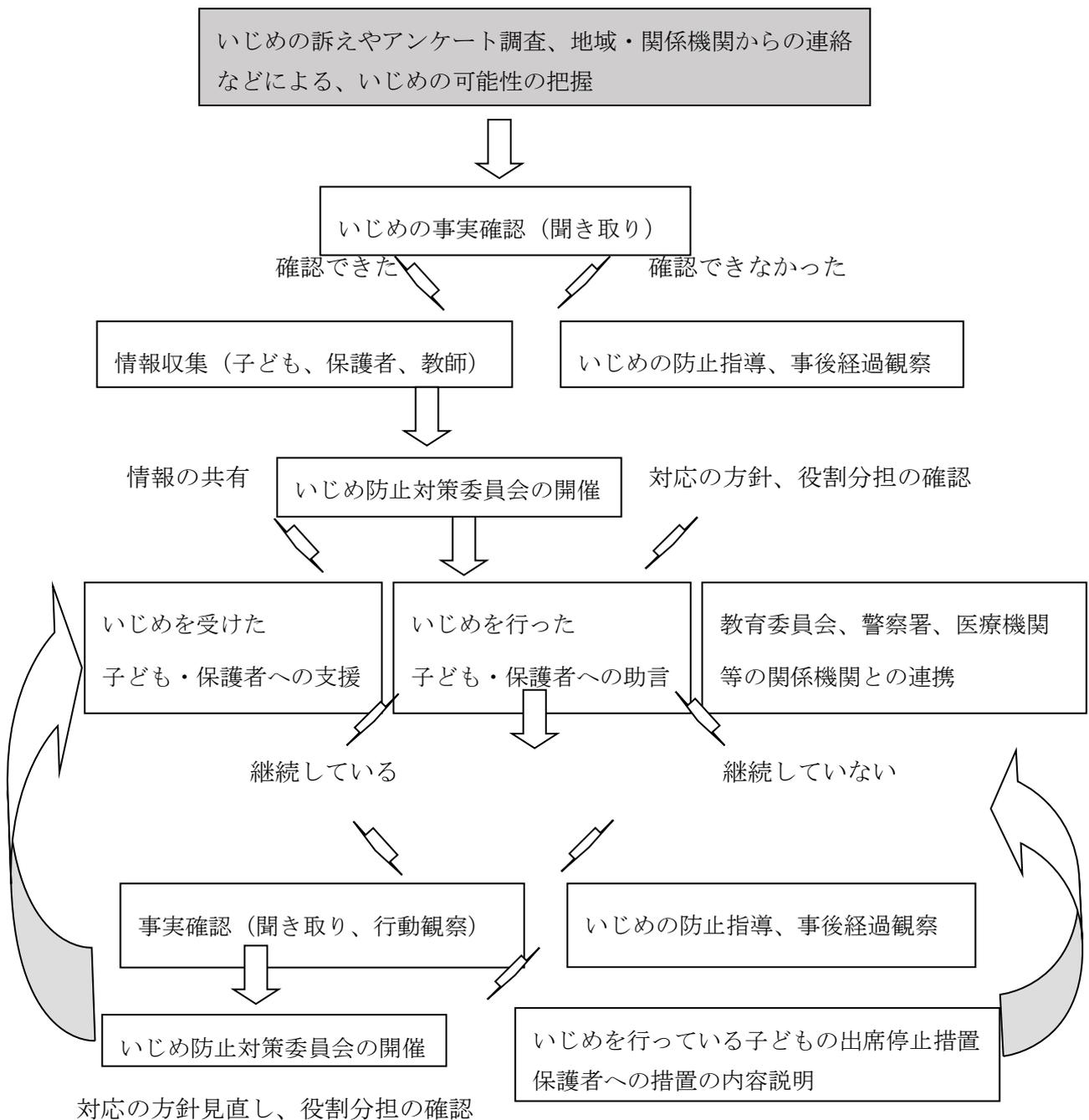
### 4. 校内体制について

- ・「いじめ防止対策委員会」を校内に設置する。構成は、校長、教頭、教務主任、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー、（巡回相談員）とする。
- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童や保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童や保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

## 5. 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・いじめの重大な事態発生時の対応等については、法に則して、札幌市教育委員会に指導、助言を求めて、学校として組織的に動く。
- ・必要に応じて、警察等関係機関への連絡や相談を行い、連携しながら対応にあたる。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願います。

### 【フローチャート】



# 美しが丘小学校 いじめ状況等に関する取組

1 学期	5月	【いじめに関する調査】(学校独自) ・児童の人間関係の把握 ・早い段階での、悩みの解決 ・学級のみとり	把握	<input type="checkbox"/> 対応措置必要児童の把握 <input type="checkbox"/> [報告用紙1]作成
	6月	【日常の対応】 ・調査から児童へのかかわり・保護者への連絡 ・いじめ、困りの解消と対応	対応	
	7月	【個人懇談】 ・その後の児童の様子 ・いじめへの対応 ・学校生活への不安や悩みを受け止める	共有	<input type="checkbox"/> いじめ状況報告書作成 4月～7月分
2 学期	8月	【命の大切さを見つめ直す月間】 ・道徳の学習→命にかかわる教材 ・児童会等の取り組み ・学級指導等	指導	[活動未定]
	9月			
	10月	【児童との個人懇談】 ※中間評価での検討事項 ・児童と直接話をして、悩み等を受け止める		[未定]
	11月	【市教委:いじめ・困り調査】 ・悩み、困りを受け止める ・保護者への連絡・対応 【日常の対応】 ・聞き取りから児童へのかかわり・保護者への連絡	把握	<input type="checkbox"/> 札幌市いじめ・困り調査 <input type="checkbox"/> [報告用紙1]作成 <input type="checkbox"/> 市教委提出文書作成
	12月	【個人懇談】 ・その後の児童の様子 ・いじめへの対応 ・学校生活への不安や悩みを受け止める	対応 共有	<input type="checkbox"/> いじめ状況報告書作成 8月～12月分
3 学期	1月	【日常の対応】 ・児童の様子を把握 ・いじめ、困りの解消と対応の継続	対応	
	2月			
	3月	【次年度への引き継ぎ】	共有	<input type="checkbox"/> いじめ状況報告書作成 1月～3月分

## 「学校いじめ防止基本方針」に追記

### 6. 警察との連携について

- ・児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが防犯行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

(参考) いじめ防止対策推進法 第23条第6項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱うべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

.....

## 「いじめ重大事態」に関する国への報告について

◎昨今、全国の一部のケースでは、学校及び学校の設置者が法律に基づいた対策を徹底しておらず、被害を受けた児童生徒がいじめを苦に自殺するなどの重大な事案が発生している。

◎文部科学省及びこども家庭庁が連携して、重大事態調査報告書等を分析し、重大事態調査の運用改善やいじめ防止対策の強化に向けた検討を行うことを予定。そのため、令和5年4月1日より、重大事態に関する報告・相談を教育委員会から文部科学省に対して行うこととなった。

### 1 重大事態に関する報告等について

重大事態の調査について、教育委員会から文部科学省に対して(1)～(3)を提出します。提出書類は、学校からの報告を基に教育委員会が作成しますので、御協力をお願いします。

#### (1) 重大事態の発生報告（様式1）

市長への発生報告後、速やかに提出

#### (2) 重大事態調査の開始報告（様式2）

重大事態調査委員会の初回開催日が決定した時点で提出

#### (3) 重大事態調査報告書等

市長へ提出後、提出

### 2 こども家庭庁に置かれるいじめ調査アドバイザーについて

こども家庭庁では、いじめに係る学識経験者等の専門家を「いじめ調査アドバイザー」として任命し、重大事態調査を行う自治体等からの直接の要請又は文部科学省を介した要請に応じて、「第三者性の確保」の観点から、委員人選の相談を受け付ける等の助言ができるような体制を構築します。

3 保有個人情報及び行政文書の取り扱いについて様式1、様式2（以下「様式」という。）は、文部科学省及びこども家庭庁が当該重大事態について必要な助言等を行う際の基礎資料として活用します。

また、報告書は、文部科学省及びこども家庭庁がいじめの現状を適切に把握・分析し、重大事態調査や再調査の運用改善や、いじめ防止対策の強化に向けた施策の検討に生かすことを目的としています。文部科学省又はこども家庭庁に対し、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）に基づく保有個人情報の開示請求があった場合には、個人情報保護法に基づいた対応を行う必要があるとのことです。また、文部科学省又はこども家庭庁に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に基づく行政文書の開示請求があった場合には、情報公開法に基づいた対応を行う必要があります。